

発議第 11号

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成26年6月12日 提出

提出者 江差町議会議員 小野寺 真

〃 〃 小林 栄治

〃 〃 横山 敬三

賛成者 江差町議会議員 飯田 隆一

〃 〃 小笠原 淳夫

〃 〃 萩原 徹

〃 〃 大門 和子

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣

## 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書

安倍晋三首相は、私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を受けて、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更に閣議決定し、秋の臨時国会で関連法案を成立させようとしている。

政府は、従来から憲法第9条の下において認められる自衛権の発動としての武力行使については、①わが国に対する急迫不正の侵害があること ②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、という3要件に該当する場合に限定されると解釈し、集団的自衛権についても、「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されない」としてきた。これが確立した政府解釈である。

集団的自衛権の憲法解釈の変更は、海外で戦争できる国づくりをすすめることであり、恒久的平和主義の憲法原理と立憲主義に反し、到底許されるものではない。「戦争する国づくり」への不安は急速にひろがり、「集団的自衛権の行使容認」に関する世論調査(反対51%・賛成28%「日経」、反対55%・賛成29%「朝日」)が示すように、圧倒的に「反対」が過半数を超えている。

歴代の元自民党幹事長や内閣法制局長官らもそろって反対の論陣をはっているように、戦争をする国づくりと国民との矛盾は、日増しに広がっている。

よって、江差町議会は、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月12日

北海道江差町議会議長 打越 東丞夫